

定 款

一般社団法人 日本発毛促進協会

一般社団法人日本発毛促進協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本発毛促進協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、発毛・育毛に関する研究・情報提供及び発毛・育毛に関する役務の提供並びに発毛・育毛関連商品の製造・販売業を主たる業務とする事業者間を規律する公正なルールを確立して発毛・育毛関連業界の発展を図り消費者の信頼を確保するとともに、発毛・育毛関連サービスを通して脱毛・抜け毛等に悩む人々に喜びと希望を与え、もって社会に貢献するということを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 発毛・育毛に関する研究及びその成果の公表
- (2) 発毛・育毛に関する研究会・セミナー等の開催
- (3) 発毛・育毛に関する研究者、研究機関等に対する助成
- (4) 発毛・育毛に関する研究・情報提供及び発毛・育毛に関する役務の提供並びに発毛・育毛関連商品の製造・販売業に関する情報の消費者への提供
- (5) 発毛・育毛に関する研究・情報提供及び発毛・育毛に関する役務の提供並びに発毛・育毛関連商品の製造・販売業の取引に関するガイドラインの策定、指導
- (6) 発毛・育毛に関する研究・情報提供及び発毛・育毛に関する役務の提供並びに発毛・育毛関連商品の製造・販売業に関連する諸法令への対応、関係諸官庁との連携・調整
- (7) 発毛・育毛に従事する者への資格認定
- (8) 上記各号に附帯関連する一切の事業

(基金の総額)

第4条 当法人の基金の総額（代替基金を含む。）は、金300万円とする。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の掲示場に掲示する。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第6条 拠出された基金は、当法人が解散するときまで返還しない。

(基金返還の手続)

第7条 基金の拠出者に返還する基金の総額及び具体的な基金の返還に関する事項については解散時の社員総会における決議をもって決定する。

第2章 社員

(社員)

第8条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同する以下の法人、個人及び団体をもって構成する。

- (1) 正社員 発毛・育毛に関する研究・情報提供及び発毛・育毛に関する役務の提供並びに発毛・育毛関連商品の製造・販売業(以下「発毛・育毛関連サービス事業」という。)を営む法人、個人及び団体で、当法人の設立時の社員及び社員規程第2条に基づく正社員の基準に合致し社員総会において承認されたもの
- (2) 特別社員 発毛・育毛関連サービス事業者以外の法人、個人及び団体で社員規程第2条に基づく特別社員の基準に合致し社員総会において承認されたもの
- (3) 準社員 当法人の目的と趣旨に賛同した法人、個人及び団体

(入社)

第9条 当法人へ入社しようとする者は、社員規程に基づく当法人所定の入社申込書を代表理事に提出し、社員総会の承認を得なければならない。

- 2 法人又は団体が当法人に入社するときは、代表者として社員の権利を行使する者を定め、代表理事に届け出るものとする。
- 3 前項の代表者を変更したときは、変更した旨及び新しく代表者となった者は直ちに代表理事に届け出るものとする。

(経費の負担)

第10条 社員は、当法人の目的を達成するため、社員規程第6条により定められた経費を支払わなければならない。

- 2 既納付の経費については、その理由の如何を問わず、これを返還しない。

(退社)

第11条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して書面による退社の予告をしなければならない。

- 2 前項の場合のほか、社員は次に掲げる事由により退社する。
 - (1) 総社員の同意
 - (2) 法人又は団体社員の解散又は破産
 - (3) 個人社員の死亡又は破産
 - (4) 除名
 - (5) 前項の予告又は退会届の提出等の手続を経ず、前条に定める年会費の請求にも応じない場合。

(除 名)

第12条 社員が以下の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって除名することができる。この場合において当該社員総会の日から1週間前までに当該社員にその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款又は社員としての義務に違反した場合
- (2) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反するような行為をした場合

2 前項前段の決議をするには、正社員及び特別社員総数の半数以上であって、正社員及び特別社員総数の議決権の5分の4以上の議決権を有する者の賛成がなければならない。

3 除名は、除名した社員にその旨の通知をしなければ、これをもって当該社員に対抗することができない。

(社員名簿)

第13条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第14条 社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりとする。

東京都渋谷区広尾一丁目4番15号
株式会社ビューティハウスヘルシー

大阪府大阪市中央区南本町三丁目5番14号
株式会社毛髪クリニックリーブ21

東京都台東区上野二丁目11番10号
株式会社リジャー

大阪府大阪市北区曾根崎二丁目15番24号
有限会社カルナビューティ企画

広島県広島市中区十日市二丁目9番2号
有限会社キキ

東京都渋谷区恵比寿西一丁目14番1号
有限会社ジャンティ・レディーストータル研究室

群馬県伊勢崎市西田町76番3号
日本発毛研究所こと
矢沢英雄

東京都文京区根津二丁目36番3号
青木律

大阪府茨木市北春日丘四丁目6番46号
蒲田豊彦

東京都中央区勝どき二丁目18番1-1316号
川名誠司

第3章 社員総会

(社員総会)

第15条 当法人の社員総会は、正社員及び特別社員をもって構成する。

2 社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内にこれを開催し、臨時総会は、代表理事が必要と認めたとき又は議決権の10分の3以上を有する正社員及び特別社員から会議の目的となる事項及び招集の理由を記載した書面により代表理事に招集の請求があったときにこれを開催する。

(開催地)

第16条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第17条 社員総会は代表理事がこれを招集する。

2 社員総会の招集の決定は、理事の過半数で決する。

3 社員総会を招集するときは、総会の日時、場所及び目的となる事項を記載した書面により会日の14日前までに正社員及び特別社員に通知しなけれ

ばならない。

- 4 社員総会は、正社員及び特別社員総数の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを招集することができる。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、正社員及び特別社員総数の議決権の過半数を有する正社員及び特別社員が出席し、出席正社員及び特別社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

- 2 正社員及び特別社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合、当該代理人は、代理権を証明する書面を代表理事に提出しなければならない。
- 3 前項前段の代理権の授与は、社員総会ごとに提出しなければならない。
- 4 第2項の代理人は当法人の正社員又は特別社員でなければならない。法人又は団体正社員の場合、当該代理人は、当該法人又は団体正社員の従業員でなければならない。
- 5 社員総会の決議事項について、正社員及び特別社員総数の同意があるときは社員総会を招集しないで各正社員及び特別社員が議題について書面により決議をすることができる。
- 6 理事及び監事の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(議決権)

第19条 各正社員及び特別社員は経費1口につき1個の議決権を有する。

- 2 社員規程第6条第1項第1号により正社員は1口3万円とし、当該正社員が複数の店舗を有する場合2店舗目からは1店舗につき2万円に店舗数を乗じた金額を加えた額とする。同規程同条同項第2号により特別社員は1口2万円とし、当該特別社員が複数の店舗を有する場合2店舗目からは1店舗につき1万5千円に店舗数を乗じた金額を加えた額とする。
- 3 各正社員及び特別社員の議決権数は前項により負担する金額を1口のコで除した数とする。
- 4 前項の規定により各正社員の議決権数を算出した結果、端数が生じた場合、その端数は切り捨てる。

(議長)

第20条 社員総会の議長は代表理事がこれにあたる。代表理事に事故があるときは、その社員総会において、出席理事の中から選出する。

(議事録)

第21条 社員総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長及び

出席した理事がこれに記名押印を行い主たる事務所に保存する。

第4章 理事

(員数)

第22条 当法人の理事は1名以上とする。

(資格)

第23条 当法人の理事は、当法人の正社員の中から選任する。ただし、必要があるときは正社員以外の者から選任することを妨げない。

(選任)

第24条 理事は、社員総会において選任する。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠により選任された理事の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。

(代表理事)

第26条 当法人には、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

(報酬)

第27条 理事の報酬は、社員総会においてこれを定める。

第5章 監事

(員数)

第28条 当法人の監事は1名以上とする。

(資格)

第29条 当法人の監事は、当法人の正社員及び特別社員の中から選任する。

(選任)

第30条 監事は、社員総会において選任する。

(任期)

第31条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監事の補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。

(報酬)

第32条 監事の報酬は、社員総会においてこれを定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 解 散

(解散の事由)

第34条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 合併（合併により当該一般社団法人が消滅する場合の当該合併に限る。）
- (3) 正社員が欠けたとき
- (4) 破産
- (5) 解散を命ずる判決

(法人の継続)

第35条 前条第1号の場合においては、正社員及び特別社員総数の半数以上であつて、正社員及び特別社員総数の議決権の5分の4以上の議決権を有する者の賛成をもって法人を継続することができる。

(解散登記後の継続)

第36条 当法人は、解散の登記をした後であっても、前条の規定に従って、法人を継続することができる。

(合併)

第37条 当法人を合併するには、社員総会の承認がなければならない。

第8章 清 算

(清算人の就任)

第38条 第37条第(1)号により当法人が解散した場合、代表理事が清算人となる。

2 その他の事由により当法人が解散した場合はそれぞれ一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による。

(残余財産の帰属)

第39条 当法人の残余財産の帰属は、社員総会の決議によりこれを定める。

雑 則

第40条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、会社法、民法その他の法令によるものとする。

附 則

平成15年8月1日 作成

平成21年4月17日 改正

平成23年5月19日 改正